

Weekly Report

第675号
令和4年11月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

補正予算により拡充される補助金事業

令和4年度第2次補正予算により、中小企業等を支援する補助金が拡充される予定です。

◎事業再構築補助金……新分野展開や業態転換等の事業再構築に係る設備投資等を支援する補助金について、*成長分野への転換を支援する「成長枠」を新設し、売上高減少要件を撤廃、*グリーン成長枠について要件を緩和した「エントリークラス」を新設、*市場規模が縮小する業種・業態からの転換を支援する「産業構造転換枠」を新設、*円安を生かし海外で製造する部品等の国内回帰を促進する「サプライチェーン強靱化枠」を新設、など。

◎ものづくり補助金……革新的製品・サービスの開発や生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援する補助金について、*グリーン枠の補助上限を温室効果ガス排出削減の取組に応じた3段階に設定、*「グローバル市場開拓枠」を新設し、海外市場開拓類型では、ブランディング・プロモーション等に係る経費を対象に追加、*補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む場合

に補助上限を最大1千万円上乘せ(回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く)。

◎小規模事業者持続化補助金……小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等を支援する補助金について、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に、全ての申請枠で補助上限を50万円上乘せ。

◎IT導入補助金……業務効率化やDXのために導入するITツール等の導入費用を支援する補助金について、*通常枠の補助下限額を5万円に引下げ、クラウド利用料の対象期間を最大2年間に延ばす、*デジタル化基盤導入類型の補助下限額撤廃。

国による電気・都市ガス料金の負担緩和策

電気・ガス料金の上昇により、家庭や企業などの負担が増加していることから、国は各小売事業者などを通じて電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行う負担緩和策を実施します。

電気料金の値引き額は、低圧契約が7円/kWh、高圧契約が3.5円/kWhとなります。また、都市ガスについては30円/m³です。

この値引きは、本年12月下旬に確定する燃料費調整単価(電気)・原料費調整単価(ガス)が適用される検針分から開始となり、令和5年9月使用分(10月検針分)まで実施されます(燃料費・原料費調整単価以外で値引きが行われる場合は原則、1月使用・2月検針分から開始)。

★★★12月のチェックポイント★★★

※新型コロナウイルスの第8波と今年はインフルエンザの流行も懸念されるので、テレワーク・換気・マスクの常用・時差出勤など自社でできる感染対策を行い、年末の繁忙期を乗り切りましょう。

※1日は「冬の省エネ総点検の日」。円安や原油価格高騰などの影響で電気代、ガス代、石油関連製品、輸送費、暖房費などの調達や節約の工夫を心掛けます。

※年末調整に必要な各種申告書・証明書類を受理し記載内容を確認・チェックします。